

# 福井市道路掘削及び路面復旧工事要綱

福井市 建設部 監理課

令和2年5月13日改訂

# 第1章 総則

## 〔目的〕

第1条 この要綱は、道路占用許可等により地下埋設施設を新設、修繕又は廃止することに伴う道路掘削工事及び路面復旧工事の施工に当たり、遵守すべき事項を定めるものとする。

## 〔用語の定義〕

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路占用許可等

道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第22条の規定による命令、法第24条の規定による承認、法第32条の規定による許可、法第35条の規定による協議に対する回答、法第40条の規定による指示、法第71条の規定による命令並びに法第91条第1項の許可及び同条第2項の規定により準用される許可をいう。

(2) 許可条件等

道路占用許可等の条件及び指示・命令内容をいう。

(3) 掘削工事

道路占用許可等による道路の掘削工事をいう。

(4) 路面本復旧工事

前号の工事による掘削跡を復旧する工事又は路面新設工事をいう。

(5) 占用者等

道路管理者の道路占用許可等を受けた者をいう。

## 〔瑕疵担保〕

第3条 占用者等は、路面本復旧工事完成後、第26条に定める道路管理者の完了確認の日から2年以内に、占用者等の施工した路面本復旧工事の道路が損傷した場合は、道路管理者の指示に従い占用者等の負担において直ちに補修しなければならない。なお、推進工法による場合の期間は5年間とする。

2 占用者等は前項の規定にかかわらず、占用者等が施工した工事に瑕疵があり、これが原因で道路が損傷した場合は、占用物件の存続期間においては道路管理者の指示に従い道路を補修する責任を負うものとする。

## 〔地元説明〕

第4条 占用者等は、工事の実施に先立ち、施工箇所の周辺住民にこれを説明し周知させ、紛争又は苦情の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

## 〔第三者に与えた損害〕

第5条 占用者等の工事の瑕疵により生じた事故又は紛争については、占用者等において処理するものとし、第三者に損害を与えたときは、占用者等の負担において賠償しなければならない。

## 〔工事の施工〕

第6条 占用者等は、工事の施工方法について道路管理者の指示に従わなければならない。

## 〔工事現場の標示及び保安施設〕

第7条 占用者等は、掘削又は路面本復旧工事を施工するとき、次に掲げる施設を設置しなければならない。

(1) 工事現場の起終点における道路標識、工事標示板等の標示施設

(2) 工事現場の周囲における保安柵及び夜間における注意灯、照明灯等の保安施設

2 前項の規定による工事現場の標示施設及び保安施設の設置については、(昭和37年8月30日建設省道路局長通知「道路工事現場における標示施設等の設置基準(平成18年3月改正)」)によらなければならない。

〔写真撮影〕

第 8 条 占有者等は、道路管理者の指示により、掘削工事着手前における現場の状況、完了後の現場の状況、外部から明視できない箇所、掘削及び埋戻し等、工事の重要な段階における作業状況を撮影し、道路管理者に提出しなければならない。

〔事故対策〕

第 9 条 占有者等は、工事施工中の事故防止に万全を期するとともに、万一事故が発生したときは、直ちに道路管理者、所轄警察署及び関係機関に連絡しなければならない。

〔警察署等との連絡〕

第 10 条 占有者等は、所轄警察署及び工事に影響のある占有物件の管理者と常に緊密な連絡を保つよう努めなければならない。

## 第 2 章 掘削

〔掘削の制限〕

第 11 条 新築又は改築後の道路においては、原則として施工年度を含み 5 年間は掘削することを認めない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合であって、道路管理者が特に必要があると認めるときは、掘削することができる。

(1) 当該道路において、災害を防止し、又は事故の復旧等により一般の危険を防止するための工事を行う場合

(2) 当該道路において、沿線建築物に対する引込管線路の布設を行う場合

(3) 当該道路において、掘削をすることがやむを得ない公共事業等を行う場合

〔掘削〕

第 12 条 掘削は、次に掲げる方法により施工しなければならない。

(1) 掘削は、みぞ掘り、つぼ掘り、推進工法その他これに準ずる工法によるものとし、えぐり掘りは行わないこと。

(2) 掘削する長さは、当日中に埋戻しできる程度とし、最小限に止めること。ただし、これにより難しい場合は、道路管理者と協議を行い、道路管理者が特に認める場合はこの限りでない。

(3) 舗装道のコンクリート舗装及びアスファルト舗装部分の切断は、それぞれに適応したカッター等を使用して、周囲は方形に切り取り、面は垂直になるよう丁寧に切り取ること。

(4) 掘削部分に近接する道路の部分には、掘削土砂を堆積しないで余地を設けるものとし、掘削土砂が交通に支障を及ぼす恐れがある場合においては、これを一時他の場所に搬出すること。

(5) 軟弱地盤又は湧水地帯を掘削する場合は、山留工を施し、湧水及び溜水を排除しながら掘削するとともに、湧水及び溜水の排除先に注意すること。

(6) 人家の軒先に接近して掘削する場合は、居住者の出入りを妨げない措置を講ずること。

(7) 交通頻繁な箇所の掘削は、特に第 6 条の規定を守り施工するほか、道路を横断して掘削する場合は、片側の掘削を終え、交通を妨げない措置を講じた後、他側の掘削に着手すること。ただし、2 部に分けて施工できない場合は、夜間交通の途絶した後において施工し、日の出前に交通を妨げない措置を講ずること。

(8) 掘削部分の周囲及び工事用物品を置いた箇所には、通行人に危険を及ぼさないように、柵その他の設備を設けること。

## 第3章 埋戻し

### 〔埋戻しの時期〕

第13条 掘削跡の埋戻しは、所要の作業が終わった後、当日中に施工しなければならない。なお、掘削状態での敷き鉄板等（覆工板を除く）設置による交通開放は行わないこと。ただし、これにより難しい場合は、道路管理者と協議を行い、道路管理者が特に認める場合はこの限りでない。

### 〔埋戻しの方法〕

第14条 埋戻しの施工に当たっては、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 埋戻しの転圧については、一層仕上がり厚さごと（30cm以下）にタンパ又は振動ローラー等を使用して十分に締め固めを行うこと。
- (2) 山留工を施工した場合は、埋戻しに伴い地盤に緩みが生じないように下部を埋戻し、徐々に撤去すること。
- (3) 埋戻し材料は、すべてCBR10%以上の材料（購入土、良質在来土、改良土、砂、再生砕石等）で環境に有害な影響を与える物質を含まないものとし、道路管理者の承諾を得て使用すること。
- (4) 複数の埋設管の間隙や、山留矢板の引き抜き部など、締め固めが困難な場所については、砂又は同等品以上の材料で充分充填すること。
- (5) 埋戻し完了後、残材料等があるときはこれを道路外に搬出し、路面を清掃すること。

## 第4章 仮復旧工事

### 〔仮復旧工事〕

第15条 仮復旧工事は、原則としてこれを行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は仮復旧工事を省略することができる。

- (1) 歩道については、埋戻し完了後速やかに路面本復旧工事し得る場合。
- (2) 幅員が狭く交通量が少ない市道で、道路管理者の承認を得た場合。

### 〔仮復旧工事の時期〕

第16条 仮復旧工事は、埋戻し完了後、交通量区分によりそれぞれ別記1の「路面復旧工事標準断面図」のとおり、占有者等において施工しなければならない。

- 2 路盤は埋戻し工事の一貫として施工しないこと。なお、路盤の転圧については、一層仕上がり厚さごと（上層路盤は15cm以下、下層路盤は20cm以下）にタンパ又は振動ローラー等を使用して十分に締め固めを行うこと。

### 〔仮復旧工事路面の維持〕

第17条 占有者等は、路面本復旧工事施工まで常に仮復旧工事箇所を巡回し、路面の沈下その他不良箇所が生じたときは、直ちに修復しなければならない。

- 2 占有者等は、道路管理者から仮復旧工事箇所の路面の沈下その他の不良箇所について連絡があったときは、直ちに応急措置を行って、これを修復しなければならない。

### 〔仮復旧工事に要する費用の負担〕

第18条 占有者等は、仮復旧工事に要する費用を全額負担するものとする。

- 2 道路管理者は、仮復旧工事箇所において、工事施工の瑕疵等により表層の破損、路盤の落ち込み等があるとき、又は占有者等が工事の手直し命令に従わない場合において、その復旧に緊急性を要すると判断した場合は、占有者等に代わり復旧工事を行い、それに係る復旧費の全額を占有者等から徴収することができる。

## 第5章 路面本復旧工事

### 〔路面本復旧工事の方法〕

第19条 路面本復旧工事は、道路の機能を掘削前の道路の機能と同等機能以上で工事前の路面の強度に劣らない路面に復旧するものとし、本章に定めるところにより施工するものとする。

### 〔路面復旧工事の工法〕

第20条 路面本復旧工事は機械施工を原則とし、交通量区分によりそれぞれ別記1の「路面復旧工事標準断面図」のとおり、占有者等において施工することを基本とする。ただし、現況等を勘案しこれにより難しい場合は、道路管理者と協議のうえ、路面本復旧の断面を見直さなければならない。

### 〔材料の規格〕

第21条 路面本復旧工事に用いる材料の規格は「福井市土木工事共通仕様書」による。

### 〔路面本復旧工事の面積の決定〕

第22条 路面本復旧工事の面積は、別記2の「影響査定基準図」に基づき、道路管理者が命じた職員が占有者等と立会のうえ、決定するものとする。なお、その時期は本要綱第24条第2項に定める期間が経過した後、占有者等からの要請又は道路管理者の指示により行うものとする。

### 〔施工業者に関する承認〕

第23条 占有者等は、本章の工事を請負工事として施工する場合は、請負業者について道路管理者に協議しなければならない。

### 〔路面本復旧工事の時期〕

第24条 仮復旧工事を行わない路面本復旧工事は、事前に道路管理者の承認を得て、埋戻し完了後速やかに施工しなければならない。

2 仮復旧工事を行った場合の路面本復旧工事は、仮復旧完了後おおむね2ヶ月間一般交通に解放した後、第22条の路面本復旧面積を決定し道路管理者の許可を得て施工するものとし、この間、路面の沈下等を起したときは、路盤を検査し、路盤の入れ替え等道路管理者の指示に従わなければならない。

なお、路面本復旧工事の期限は仮復旧工事の完了後概ね1年以内とし、遅れる場合は道路管理者の承諾を得なければならない。

### 〔工事中の指示〕

第25条 占有者等は、路面本復旧工事施工中は特に道路管理者との連絡を密にし、道路管理者が現場において施工中随時必要と認める確認をするときは、これを拒むことができない。

2 占有者等は、前項の確認について必要な材料、器具及び確認に必要な労力を遅滞なく準備し、合格しない材料の取替、混合物の不良、仕上げ厚の不足等による打替え、その他の処理については速やかに道路管理者の指示に従わなければならない。

### 〔完了確認〕

第26条 道路管理者は、占有者等から占用許可条件で定められた路面本復旧工事の完了届、及び第8条に定める写真が提出されたときは、職員に確認を行わせるものとし、この要綱に定められた内容に合致しない場合は、手直しを命じることができる。

### 〔路面本復旧工事の施工区分及び施工者〕

第27条 砂利道又は舗装道の掘削工事後の路面本復旧工事は、原則として占有者等が施工するものとする。

2 道路管理者は、道路の構造の保全上必要と認めるときは、占有者等と協議のうえ、前項の舗装道の掘削後の路面本復旧工事を施工することができる。

〔路面本復旧工事に要する費用の負担〕

第28条 道路管理者が占有者等に代わって路面本復旧工事を施工するときは、次の各号により占有者等がその費用を負担するものとする。

- (1) 仮復旧工事箇所の路面本復旧費については、別記2の「影響査定基準図」に基づいて徴収する。
- (2) 路面本復旧費については道路管理者が算出し占有者等に対し通知を行う。ただし、通知後新たに影響が生じた場合は、占有者等に立会いを求め、了解後再算出し差額を徴収する。

2 道路管理者は、路面本復旧工事箇所において、工事施工の瑕疵等により表層の破損、路盤の落ち込み等があるとき、又は占有者等が工事の手直し命令に従わない場合において、その復旧に緊急性を要すると判断した場合は、占有者等に代わり復旧工事を行い、それに係る復旧費の全額を占有者等から徴収することができる。

〔路面本復旧工事の期限等〕

第29条 道路管理者が路面本復旧工事を施工する場合は、当該道路占用許可等（協議）にその旨を記載するものとする。

2 前項の施工の期限は、仮復旧工事完了後概ね3年以内とし、その施工時期等について占有者等に対し通知を行うものとする。

## 第6章 路面本復旧工事面積算定方法

〔復旧面積の算定〕

第30条 路面本復旧面積の算定、許可条件等により、道路管理者が施工する道路掘削跡の路面本復旧工事に要する費用計算の基礎となる範囲（以下「復旧範囲」という。）は、道路管理者が命じた職員と占有者等が立会いのうえ、次に掲げる計算により算定する。

- (1) 復旧範囲は、次の基準により掘削部分の面積に影響部分の面積（以下「影響範囲」という。）を加えたものとする。
  - ア) 道路中央線方向には、掘削部分に影響範囲を加えたものとする。
  - イ) 道路中央線に対し横方向には、掘削部分に影響範囲を加えた範囲を含む車線単位ごとに行うものとする。
- (2) 影響範囲の端は掘削による近接路床盤の弛緩が掘削部周辺の舗装に与える影響を考え、原則として掘削深の30%以上ずつを加えた外側までとする。
- (3) 矢板等の土留工を行って掘削する場合には、矢板の外接線に囲まれた部分に影響範囲を加える。

2 前項各号の原則のほか、各種道路については次のとおり扱うものとする。

(1) 車道舗装

ア) アスファルト舗装

（縦断）

原則として前項第2号により算定することとする。なお、各掘削肩に掘削深の30%以上ずつを加えた延長が30m以上となる場合にあっては、大型機械による舗装を行うこととする。

従って、この場合は前項第2号により算定した復旧幅が2.3m未満であっても、復旧幅は2.3m（大型機械施工最低幅）とする。ただし、影響範囲の端から舗装絶縁線及び車道中央線までの距離が1.2m未満の場合は、これも影響範囲に含めるものとする。

（横断）

原則として前項第2号により算定することとする。ただし、既設を含め隣接する引込み管等（占有物の種類は問わず）の影響範囲の端どうしの距離が3.0m未満のときは、その部分も影響範囲に含めるものとする。

#### イ) コンクリート舗装

縦断・横断とも、原則としてコンクリート版(目地から目地まで)単位で復旧することとする。ただし、各掘削肩に掘削深の30%以上ずつを加えた延長が30m以上となる場合は、大型機械により施工することとする。

#### (2) 各種歩道舗装

##### ア) アスファルト舗装

原則として前項第2号により算定することとする。ただし、影響範囲の端から舗装絶縁までの距離が

0.6m未満の場合は、これも影響範囲に含めるものとする。

##### イ) コンクリート舗装

縦断・横断とも、原則としてコンクリート版(目地から目地まで)単位で復旧することとする。

##### ウ) コンクリートブロック舗装

原則として前項第2号により算定することとする。なお、構造については道路管理者と協議すること。ただし、影響範囲がコンクリートブロックの上にかかる場合、当該コンクリートブロックの外側までを復旧範囲とする。(代替品がない場合は、その歩道全部とする)

- 3 掘削による影響範囲以外に、掘削に伴う片側通行等のために生じたと明白に認められる破損箇所が存在する場合は、この破損箇所は影響範囲に含めて算定する。

## 第7章 雑則

〔その他〕

第31条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項については、道路管理者の判断を仰ぎ、その指示に従わなければならない。ただし、緊急(漏水、ガス漏れ等)を要する場合は、占用者等の判断により措置するものとし、その場合は、事後直ちに道路管理者に報告し、その指示に従わなければならない。

附 則

〔施行日〕

- 1 この要綱は令和2年5月13日より施行する。

〔適用区分〕

- 2 この要綱の適用は、この要綱の施行日以後に申請のあった工事について適用する。

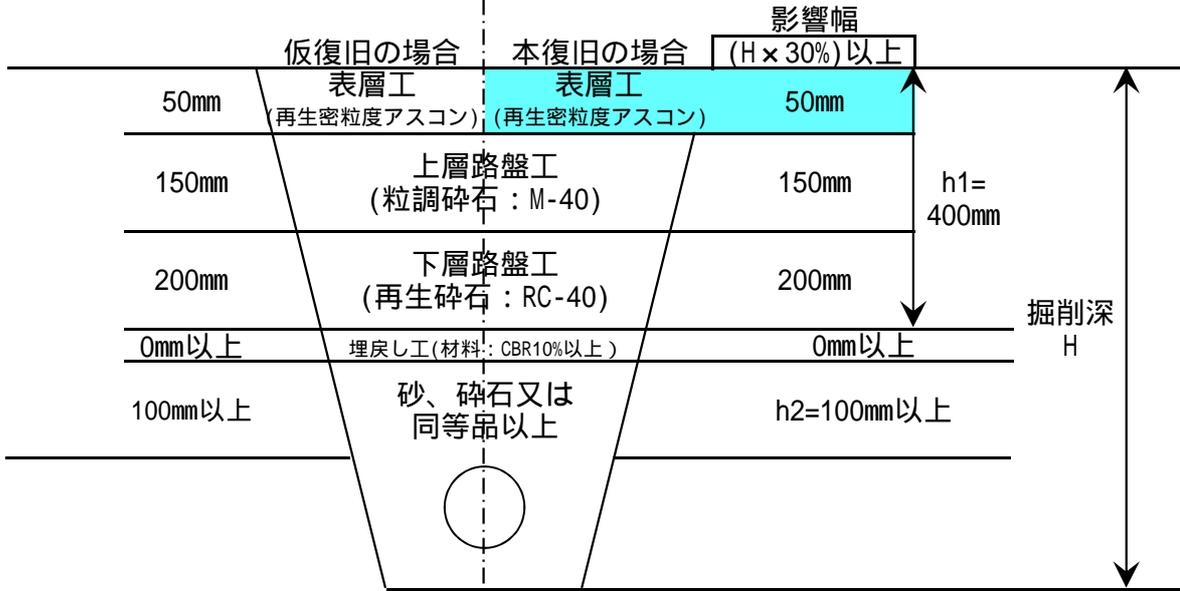
# 別記 1 路面復旧工事標準断面図

## 【車道】

### (1) アスファルト舗装

本復旧部分

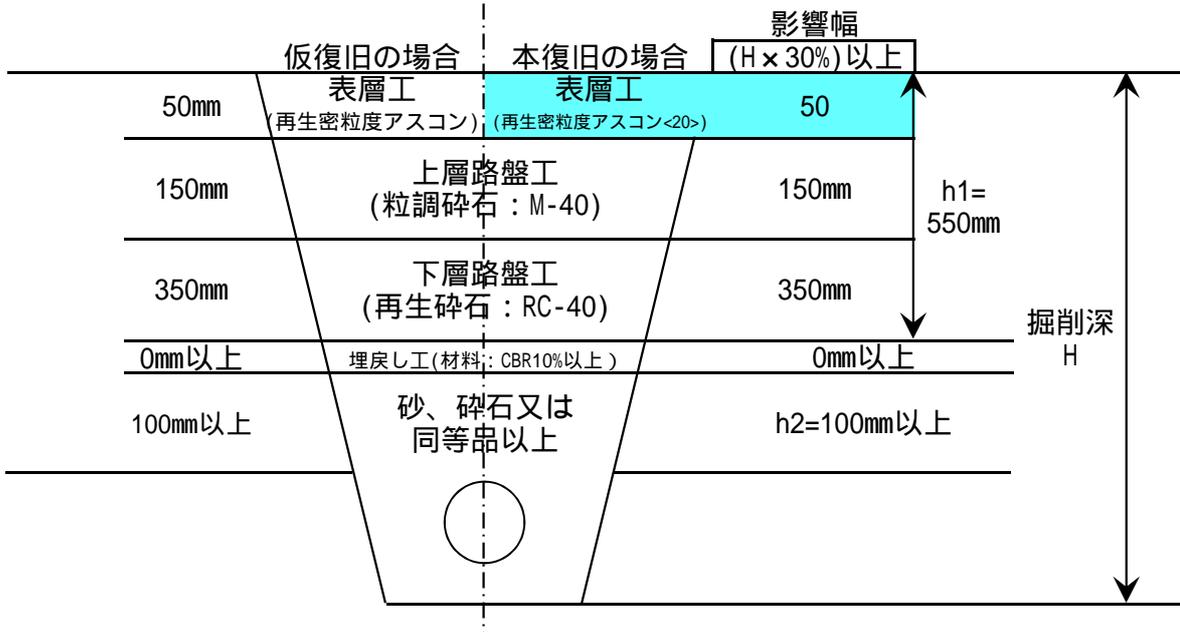
L 交通 (大型自動車100台未満/日・一方向)



本復旧の場合、表層工に使用する再生密粒度アスコンについては、現況道路の利用状況などを考慮し、<13>もしくは<20>を決定すること。

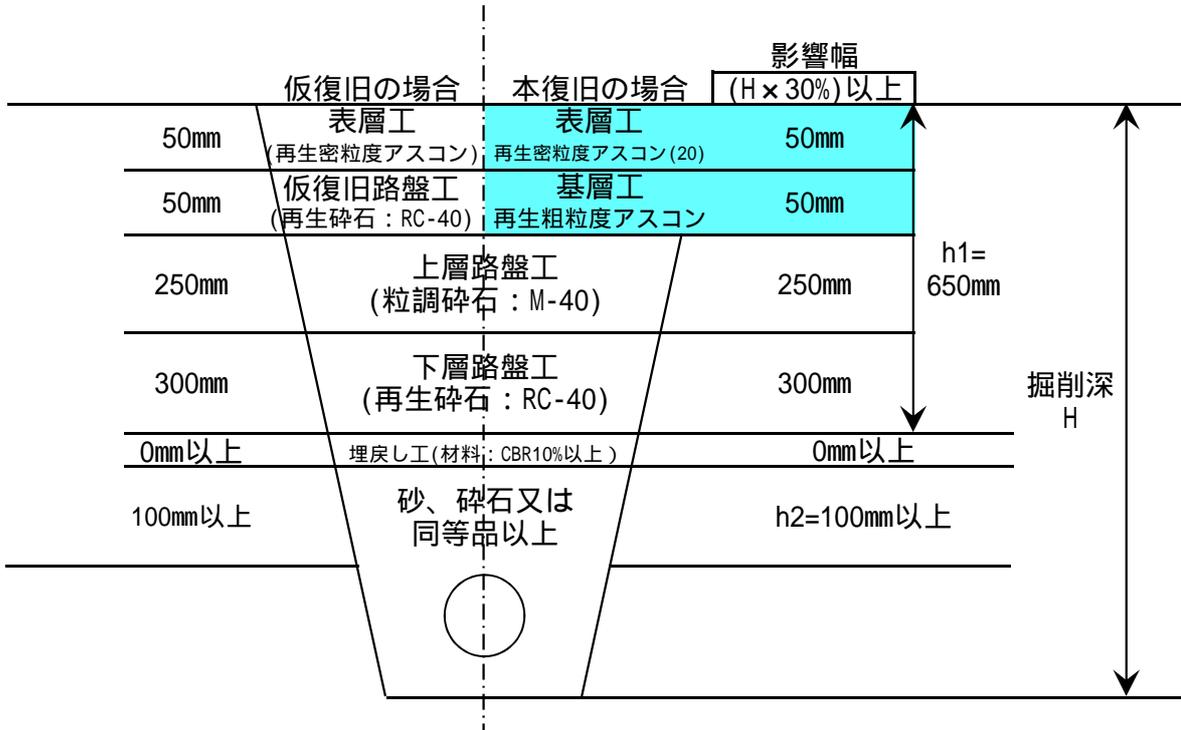
本復旧部分

A 交通 (大型自動車100から250台未満/日・一方向)



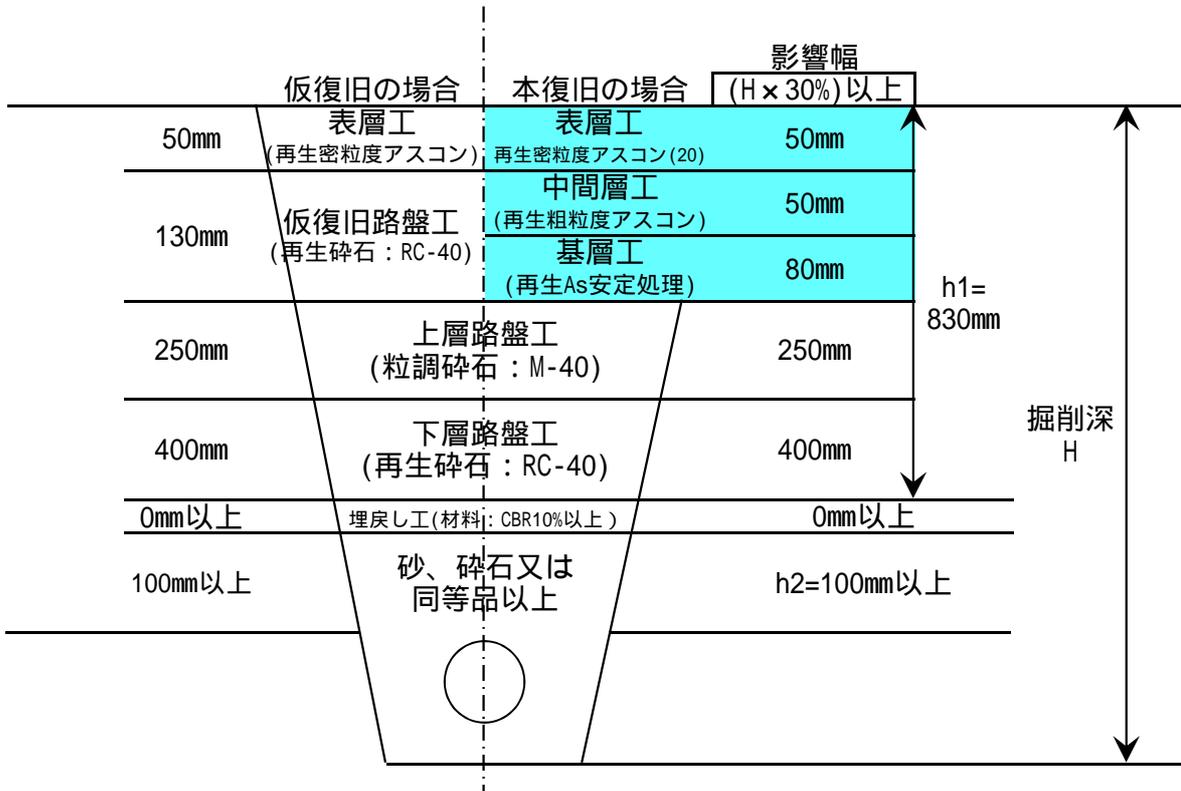
■ 本復旧部分

B 交通 (大型自動車250から1000台未満/日・一方向)



■ 本復旧部分

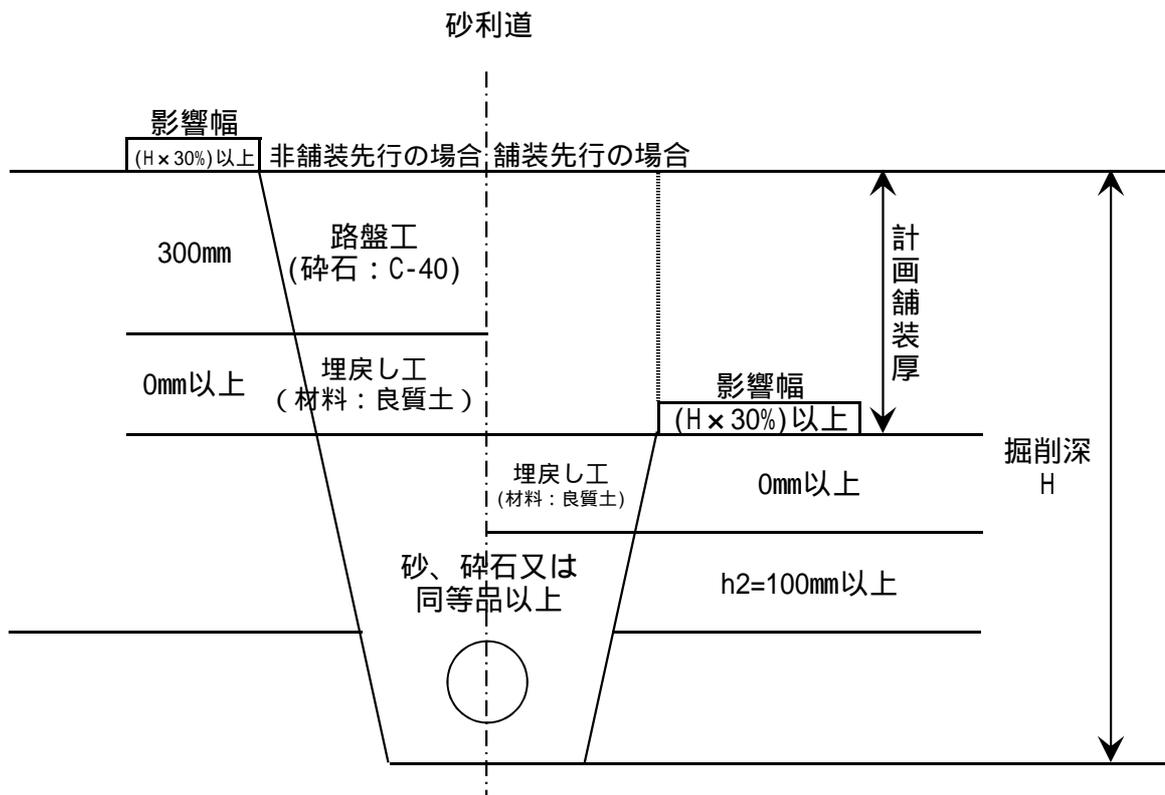
C 交通 (大型自動車1000から3000台未満/日・一方向)



(2) コンクリート舗装

復旧は道路管理者と事前協議すること。

(3) 砂利道



## 【歩 道】

### ( 1 ) アスファルト舗装

#### ア) 一般部

表層工 (再生細粒度アスコン)	40mm	← プライムコート
路盤工 (C-30)	100mm	

#### イ) 乗入部

表層工 (再生密粒度アスコン)	種	種	種	← タックコート
中間層工 (再生粗粒度アスコン)	50mm	50mm	50mm	
基層工 (再生粗粒度アスコン)			50mm	← タックコート
		50mm	50mm	← プライムコート
路盤工 (RC-40)	250mm	250mm	300mm	

種 : 乗用自動車、小型貨物自動車等

種 : 普通貨物自動車等

種 : 大型及び中型貨物自動車等

### ( 2 ) コンクリート舗装

#### ア) 一般部

コンクリート工	70mm
路盤工 (C-30)	100mm

1) コンクリートの強度は $18\text{N}/\text{mm}^2$ を基準とする。

2) 目地間隔は5.0mを基準とする。

#### イ) 乗入部

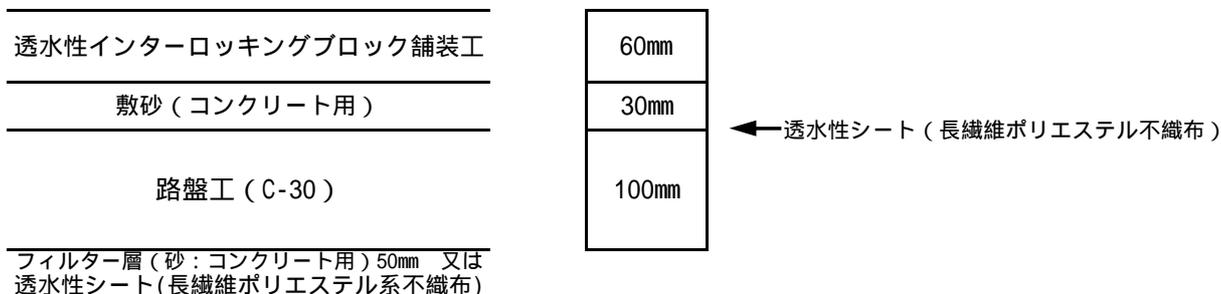
コンクリート工	種	種	種
	150mm	200mm	250mm
路盤工 (C-30又はRC-40)	100mm	200mm	250mm

1) 種の場合、路盤工はC-30とする。

2) コンクリートの強度は $_{28}=21\text{N}/\text{mm}^2$ を基準とする。

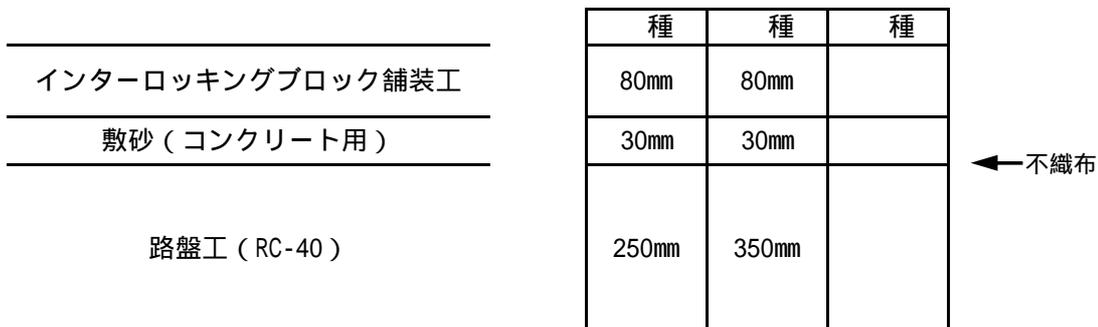
(3) 透水性インターロッキングブロック舗装

ア) 一般部



- 1) 路盤下のフィルター層又は透水性シートについては現況材料に合わせる事。
- 2) 現況が透水性ブロックでない場合はフィルター層又は透水性シートは不要。

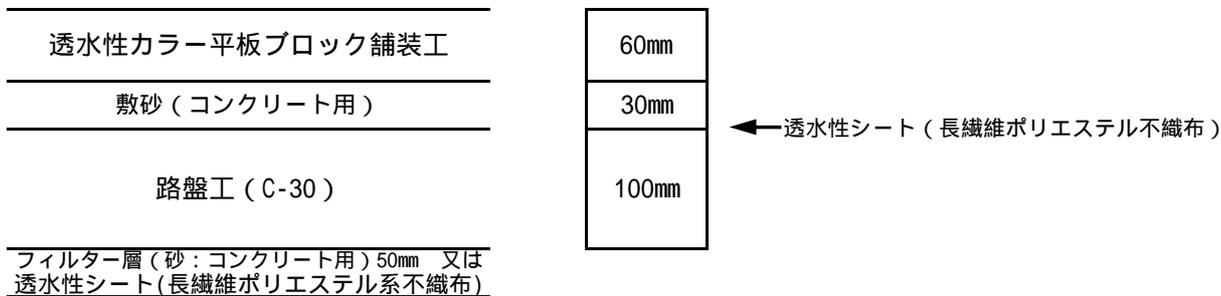
イ) 乗入部



- 1) 乗入部には透水性ブロックは使用しないこと。

(4) カラー平板ブロック舗装

ア) 一般部



- 1) 路盤下のフィルター層又は透水性シートについては現況材料に合わせる事。
- 2) 現況が透水性ブロックでない場合はフィルター層又は透水性シートは不要。

イ) 乗入部

カラー平板ブロック舗装工
敷砂(コンクリート用)
路盤工(RC-40)

種	種	種
80mm	80mm	
30mm	30mm	
250mm	350mm	

←不織布

1) 乗入部には透水性ブロックは使用しないこと。

(5) 透水性アスファルト舗装

ア) 一般部

透水性アスコン
路盤工(C-30)
フィルター層(砂:コンクリート用)50mm 又は 透水性シート(長繊維ポリエステルP-P系不織布)

40mm
100mm

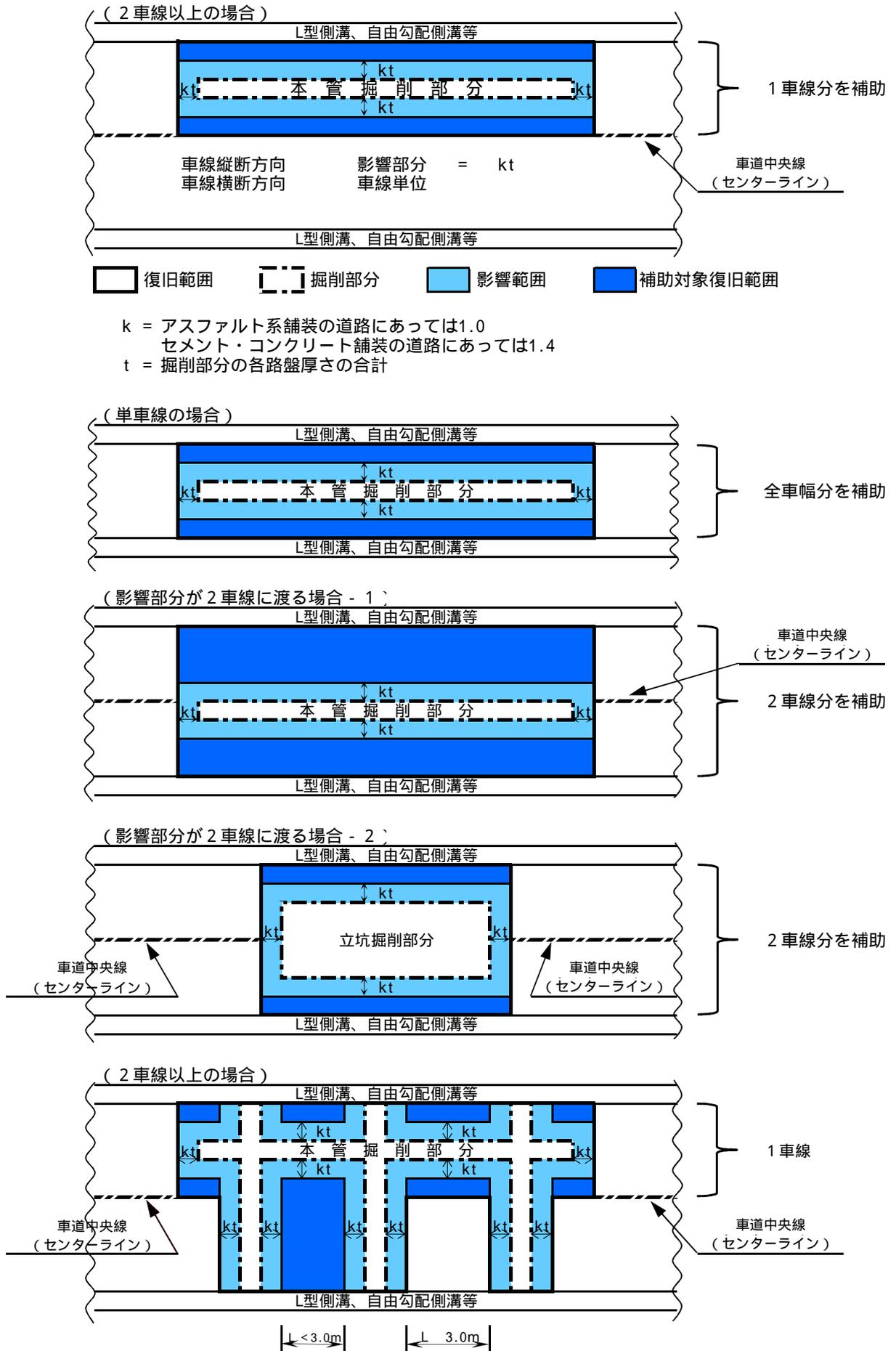
イ) 乗入部

乗入部には施工しないこと

## 別記2 影響査定基準図

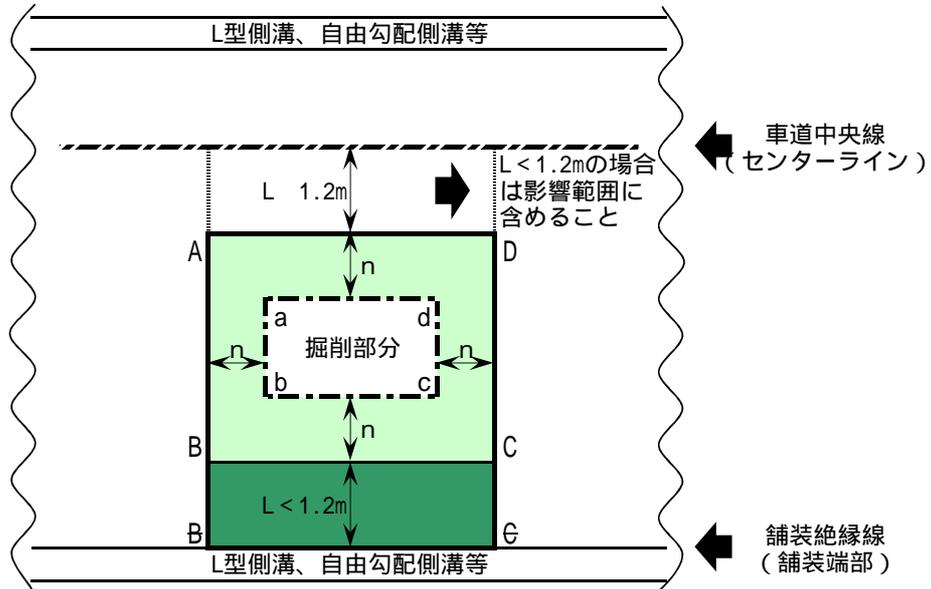
### 補助事業用

#### 車道(アスファルト舗装)



# 単独事業用

## 車道（アスファルト舗装 - 縦断）



n : 掘削深の30%以上

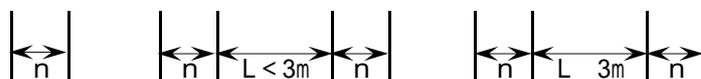
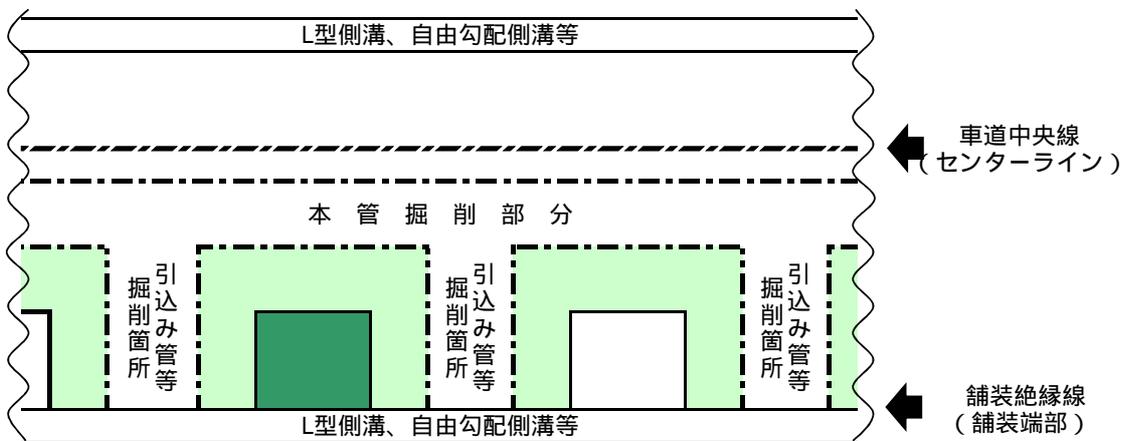
復旧範囲 = A-B-C-D    
  掘削部分 = a-b-c-d

影響範囲 =  A-B-C-D    
  a-b-c-d

影響範囲の端から舗装絶縁線までの距離が1.2m未満の場合は影響範囲に含めること

A-D (B-C) 30mの場合はA-B (C-D) 2.3mとすること。  
 センターラインの表示のない道路の場合は、アスファルト舗装幅員の中央を車道中央線の位置とみなす

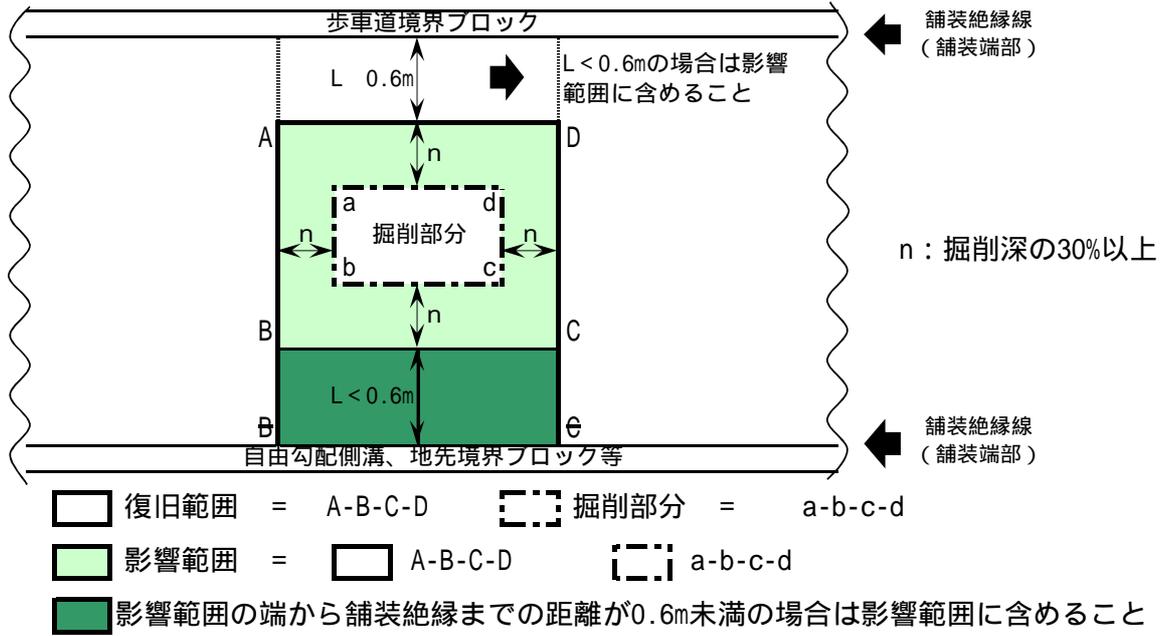
## 車道（アスファルト舗装 - 横断）



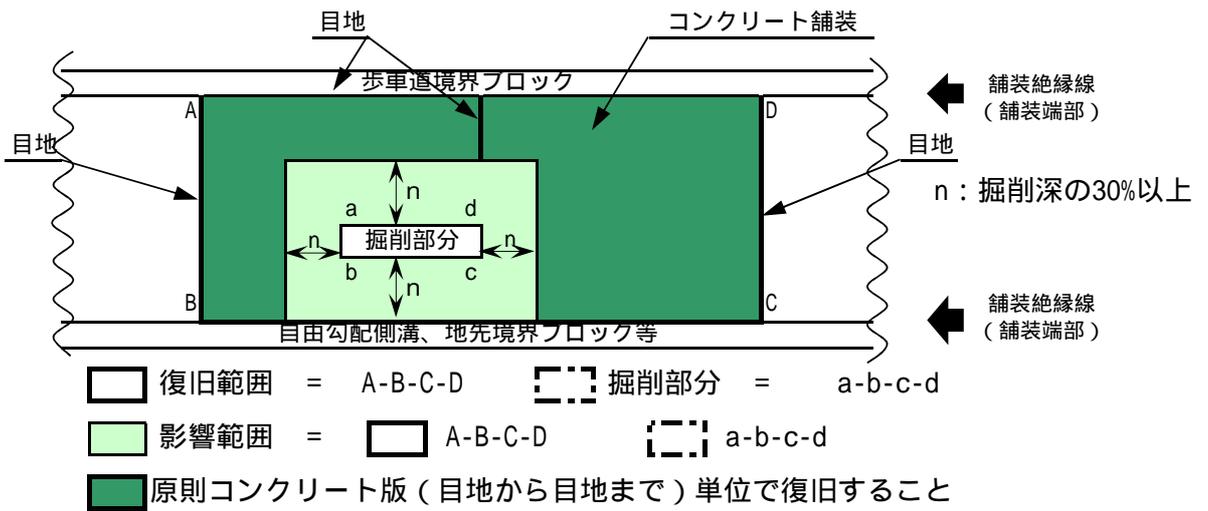
n : 掘削深の30%以上      影響範囲

L < 3mの場合は  を含めて本復旧を行うこと

歩道（アスファルト舗装）



歩道（コンクリート舗装）



歩道（コンクリートブロック舗装）

